



鈴鹿市の水道キャラクター  
すいてきくん

# 「さあ今日も 水と元気が 蛇口から」 6月1日から7日までは水道週間です

水道局では、安全でおいしい水を安定供給するために、①経営基盤の強化と計画的な事業の推進、②安全・安心な給水の確保、③安定した給水の確保と災害対策、④水道サービスの充実の4つの目標を設定し、運営しています。

今回は、水道使用量の検針と水道料金の納付などについて紹介します。

## 水道メーターの定期交換 担当 営業課業務グループ

問合せ ☎368-1670

水道メーターは、計量法に基づき使用期限が8年までと決められています。鈴鹿市では、使用期限が7年～8年の間に順次、取替委託業者により、無償で交換作業を行っていますので、ご協力ください。

また、近年水道局を名乗って工事を行い、不当な料金を請求するといった悪質な事例が発生しています。水道メーターの交換を委託した工事業者は、必ず業務委託証明書を携帯しているので、不審な場合は提示を求めるか営業課業務グループへお問い合わせください。

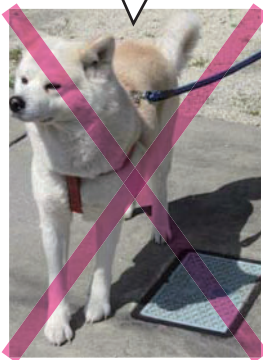
## 使用量検針にご協力を

水道料金は、2カ月ごとに検針員が各家庭を訪問し、水道メーターを検針して決定しています。検針月の10日ごろまでに、検針員が訪問しますので、検針作業が行いやすい環境づくりにご協力ください。

メーターボックスの上に植木鉢などの物を置かない



メーターボックスの近くに犬をつながない



※検針は、地区によって偶数月と奇数月に分かれています。

## 水道料金の納付 担当 第一環境㈱ 問合せ ☎368-1671

※「第一環境㈱」は、鈴鹿市が委託している水道料金等検針・収納業務の受託事業者です。

支払方法は、口座振替と納入通知書による払い込みの2通りです(クレジットカードは取り扱っていません)。

### 口座振替によるお支払い

金融機関(ゆうちょ銀行を含む)の本人指定の預貯金口座から、引き落としされます。振替日は、検針した月の翌月10日(金融機関が休みの場合は翌日)です。なお、10日に振替ができなかった場合は、同じ月の25日に再振替を行います。

申し込みは、通帳・お届け印・お客さま番号の分かるもの(検針票など)をご持参の上、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)窓口で手続きしてください。

### 納入通知書によるお支払い

検針時にお届けする納入通知書により、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)や、コンビニエンスストア、水道局内第一環境㈱などでお支払いできます。

※下水道や農業集落排水を利用されている場合は、各使用料も水道料金と一緒に支払いいただきます。

## 給水装置工事の依頼 担当 営業課給水審査グループ

問合せ ☎368-1672

修繕代金は、各事業者が独自に決めており、統一価格がありません。修繕をするときは、複数の事業者から見積もりを取るなど、納得した上で依頼するようにしてください。なお、修繕費用は申込者の負担となります。

※見積もりが有料となる工事店もありますので、事前にご確認ください。依頼する工事店は、水道局の指定を受けた「指定給水装置工事事業者」(水道局ホームページ <http://www.city.suzuka.lg.jp/suido/index.html> に掲載)へお申し込みください。